

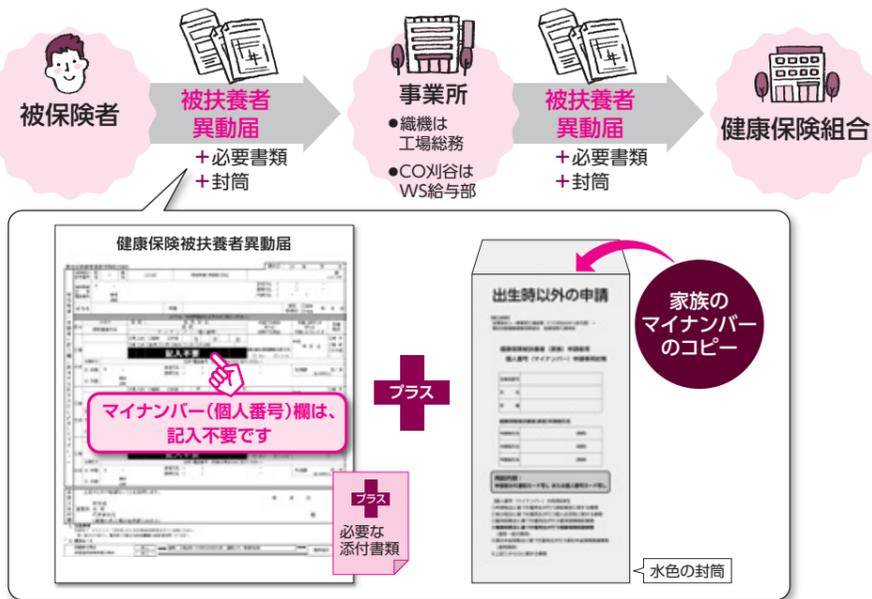
1月から 健保組合のマイナンバー運用が始まりました

平成28年1月から開始した税等の行政手続きでのマイナンバー(個人番号)運用に引き続き、平成29年1月から、健保組合は、「番号法」による「個人番号利用事務実施者」として、番号法で規定されたマイナンバーによる医療保険関係業務を実施します。

平成29年 1月から マイナンバー利用により変更となる被扶養者の 申請手続き (家族を被扶養者にする場合)

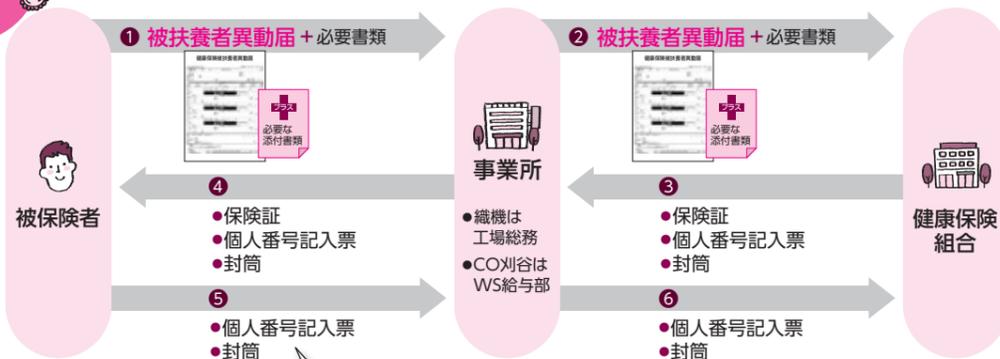
(現時点では、マイナンバーを直接提出していただく) 手続きは、被扶養者申請のみです。

出生時以外の 手続き



出生時の 手続き

申請方法が異なります (生まれた子どものマイナンバーがすぐに入手できないため)



家族の マイナンバー のコピー

コピーを添付してください

通知カードの場合

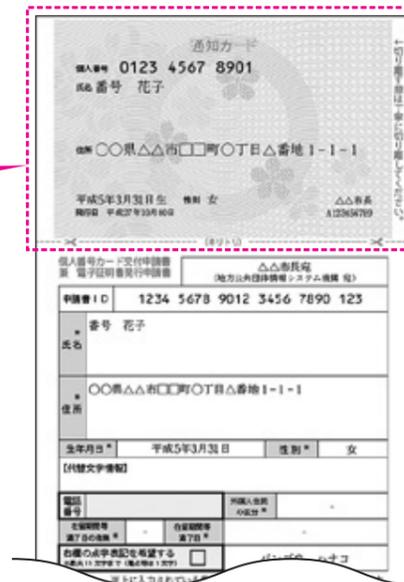
マイナンバーが記載されている部分をコピーしてください。

この部分が通知カードです

※通知カードが手元にない場合は、住民票の住所の市町村に問い合わせて、至急取得してください。

個人カードの場合

裏面をコピーしてください。



申請にあたっての注意事項

豊田自動織機にお勤めの方は

マイナンバーのコピーは専用封筒に入れて提出してください。

豊田自動織機以外にお勤めの方は

各勤務先の担当者にご確認ください。

健保組合窓口での対応について

本人確認が必要なため、身分を証明できるものをご持参ください。

- 運転免許証 ● 写真付の従業員証 ● 健康保険証 ● パスポート
- マイナンバーの「個人カード」(「通知カード」は身分証明には使用できません!) など

申請書類には事業主印が必要です。(任意継続被保険者の方を除く)



● お問い合わせ 医療保険グループ(桜井) TEL 内線 70-4612 外線 0566-21-7784